

操縦技能審査員 各位

国土交通省航空局安全部安全政策課長
(公印省略)

「特定操縦技能審査実施要領」の一部改正について（通知）

1. 背景

航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第71条の3第1項に規定する操縦技能審査員（特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者をいう。）は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「施行規則」という。）第162条の12の規定に基づき、操縦技能審査員の認定の取消しを受けたときやその認定が失効した場合等において、遅滞なく、その事由を記載した書類を添えて、操縦技能審査員の証を国土交通大臣に返納しなければならないとされています。

当該返納手続きについては、これまで返納者が任意の返納方法で行われてきたところですが、

2. 通知内容

今般、特定操縦技能審査実施要領を一部改正し、操縦技能審査員の証の返納に係る手続の明確化及び効率化を図りました。各操縦技能審査員におかれましては、航空法施行規則第162条の12の規定に基づき、操縦技能審査員の認定が失効した場合等において、遅滞なく、「操縦技能審査員の証返納届」（第5の4号様式）を添えて、管轄区域の地方航空局保安部運航課に返納願います。

なお、具体的な改正内容については、添付の新旧対照表をご確認願います。

3. その他依頼事項等

小型航空機等に係る安全推進委員会において、国と操縦士との間の一層の連携強化を図るよう指摘されているところ、操縦士への直接的な安全啓発や情報発信を強化するため、操縦士からの一層の電子メールアドレスの収集を図る必要があることから、特定操縦技能審査の機会を通じた電子メールアドレスの収集について改めてご協力願います。なお、手続きの詳細については、航空局ホームページ（http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000012.html）をご確認願います。

【連絡先】

航空局安全部安全政策課 小型機安全担当 03-5253-8111（内線50135、50136）

「特定操縦技能審査実施要領」一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>国空航第799号 平成24年3月29日制定 改正国空航第868号 平成25年2月13日 改正国空航第1006号 平成26年3月20日 改正国空航第11641号 平成29年4月1日 改正国空航第2985号 令和2年2月21日 改正国空航第1360号 令和2年8月13日 改正国空航第3700号 令和3年3月31日 改正国空航第3037号 令和4年3月29日 <u>改正国空安政第932号</u> <u>令和4年7月25日</u></p>	<p>国空航第799号 平成24年3月29日制定 改正国空航第868号 平成25年2月13日 改正国空航第1006号 平成26年3月20日 改正国空航第11641号 平成29年4月1日 改正国空航第2985号 令和2年2月21日 改正国空航第1360号 令和2年8月13日 改正国空航第3700号 令和3年3月31日 改正国空航第3037号 令和4年3月29日</p>
<p>特定操縦技能審査実施要領</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 操縦技能審査員</p> <p>2.1. ~ 2.7. (略)</p> <p><u>2.8. 操縦技能審査員の証の返納</u></p> <p><u>前項の規定により操縦技能審査員の認定を失効したとき、又は操縦技能審査員の証の再交付を受けた後失った操縦技能審査員の証が発見されたときは、その証を所有し、又は保管する者は、遅滞なく、「操縦技能審査員の証返納届」(第5の4号様式)にその証を添えて、その者の住所を管轄区域とする地方航空局(表1)の運航課に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2.9. 操縦技能審査員の業務範囲</u></p>	<p>特定操縦技能審査実施要領</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 操縦技能審査員</p> <p>2.1. ~ 2.7. (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2.8. 操縦技能審査員の業務範囲</u></p>

「特定操縦技能審査実施要領」一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p><u>2.10.</u> 特定操縦技能審査のための飛行を行う場合の操縦技能審査員の責任範囲</p> <p>(略)</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p><u>附則(令和4年7月25日)</u></p> <p><u>本則は、令和4年8月1日から施行する。</u></p> <p>別記様式 (略)</p> <p>別紙第1～別紙第6 (略)</p> <p>第1号様式～第5の3号様式 (略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>2.9.</u> 特定操縦技能審査のための飛行を行う場合の操縦技能審査員の責任範囲</p> <p>(略)</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p> <p>別紙第1～別紙第6 (略)</p> <p>第1号様式～第5の3号様式 (略)</p>

「特定操縦技能審査実施要領」一部改正 新旧対照表

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">第5の4号様式</p> <p style="text-align: center;">操縦技能審査員の証返納届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>航空法施行規則第162条の12の規定に基づき、操縦技能審査員の証を返納します。</p> <table border="1" data-bbox="134 483 837 1262"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現住所</td> <td>〒 ー</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">操縦技能審査員の証 認定番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">返納の理由 (該当するものに✓)</td> <td> <input type="checkbox"/>航空法第71条の3第4項の規定により認定の取り消しを受けたため <input type="checkbox"/>航空法施行規則第162条の10に規定される期限内に定期講習を修了しなかったため <input checked="" type="checkbox"/>再交付を受けた後失った操縦技能審査員の証が発見されたため <input type="checkbox"/>その他() </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">備考</td> <td></td> </tr> </table> <p>第6号様式 ～ 第9号様式 (略)</p>	フリガナ		氏名		現住所	〒 ー	操縦技能審査員の証 認定番号		返納の理由 (該当するものに✓)	<input type="checkbox"/> 航空法第71条の3第4項の規定により認定の取り消しを受けたため <input type="checkbox"/> 航空法施行規則第162条の10に規定される期限内に定期講習を修了しなかったため <input checked="" type="checkbox"/> 再交付を受けた後失った操縦技能審査員の証が発見されたため <input type="checkbox"/> その他()	備考		<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第6号様式 ～ 第9号様式 (略)</p>
フリガナ													
氏名													
現住所	〒 ー												
操縦技能審査員の証 認定番号													
返納の理由 (該当するものに✓)	<input type="checkbox"/> 航空法第71条の3第4項の規定により認定の取り消しを受けたため <input type="checkbox"/> 航空法施行規則第162条の10に規定される期限内に定期講習を修了しなかったため <input checked="" type="checkbox"/> 再交付を受けた後失った操縦技能審査員の証が発見されたため <input type="checkbox"/> その他()												
備考													